

酒々井町マスコットキャラクター取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、酒々井町マスコットキャラクター「井戸っこ（しすいちゃん）」（以下「キャラクター」という。）のデザインの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、キャラクターとは、町が定めたキャラクターの基本デザイン（別図）及び町長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

(権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、町に属する。

(使用許可)

第4条 キャラクターのデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りでない。

- (1) 町が使用するとき。
- (2) 個人で楽しむ範囲で使用するとき。
- (3) 国、地方公共団体及び学校等が、業務や教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) 酒々井町内の自治会等の住民組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (6) その他町長が適当と認めたとき。

(使用の許可申請)

第5条 申請者は、「井戸っこ（しすいちゃん）」デザイン使用申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許可するものとする。

- (1) 町の信用又は品位を害する、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) キャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。
- (5) 第9条の規定に違反し、又は違反するおそれのあるとき。
- (6) その他町長が使用について不適當であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定による申請を許可するときは、「井戸っこ（しすいちゃん）」デザイン使用（変更）許可通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、使用許可に際し、必要な条件を付することができる。

4 町長は、使用を許可しないときは、「井戸っこ（しすいちゃん）」デザイン使用不許可通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（使用料）

第7条 キャラクターのデザインの使用料は、無料とする。

（使用許可期間）

第8条 キャラクターの使用許可の期間は、使用を許可した日から使用を許可した日の属する年度の末日までを限度として町長が決定する。

2 使用許可の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、新たに第5条の許可を受けなければならない。

（使用上の遵守事項）

第9条 キャラクターのデザインの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）

は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 使用許可を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。

（2） 定められた色、形状等を正しく使用すること。

（3） キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

（4） 商標登録出願を行わないこと。

（5） 商品等は、完成後、その形状の分かる画像または写真を速やかに町長に提出すること。

（許可内容の変更）

第10条 使用者が、許可された内容について変更しようとするときは、あらかじめ「井戸っこ（しすいちゃん）」デザイン使用変更申請書（別記第4号様式）を町長に提出し、許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づき、許可することが適当と認めた場合は、「井戸っこ（しすいちゃん）」デザイン使用（変更）許可通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の許可後についても、第9条の規定を遵守しなければならない。

（使用許可の取消し）

第11条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可を取り消すことができる。

（1） この要領に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により、使用許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により許可を取り消したときは、使用者に対し、「井戸っこ（しすいちゃん）」デザイン使用取消通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により許可を取り消された者は、許可取り消しの通知があった日以後、当該許可に係る物件を使用してはならない。
- 4 町長は、許可を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を負わない。

(責任の制限)

第12条 使用者が、キャラクターのデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を負わない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、キャラクターのデザインの使用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公示の日から施行する。

附 則

この要領は令和5年10月1日から施行する。